申告期間
平成20年
7月1日～31日
まで

平成19年度市県民税が減額される場合があります

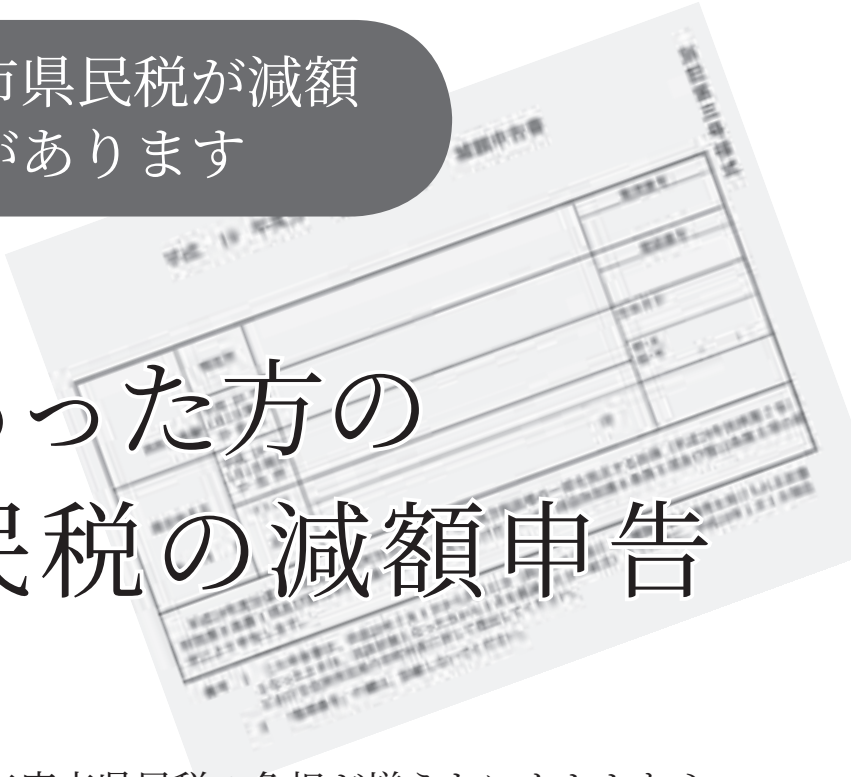

所得変動があった方の市県民税の減額申告

税源移譲により平成19年度市県民税の負担が増えたにもかかわらず、19年中の所得が下がるなどして（所得変動）、所得税減額の効果が受けられなかった場合、19年度市県民税に限り、減額する経過措置が設けられています。減額を受けるためには、期限内に申告が必要です。

税源移譲とは

皆さんが納めている所得税は、国の収入となり、地方税である市県民税は市や県の収入となります。この納付の配分を変え、所得税を減らし、皆さんの身近な行政サービスを行うための市県民税を増やしたのが、税源移譲です。

所得税は平成19年分から、市県民税は19年度分（18年分所得）からそれぞれ税率が変更されました。

減額対象の方

平成19年に所得が減るなどして、所得税減額の効果が受けられなかった方で、18・19年分の所得などが、一定の要件を満たす方が対象です。左ページのフローチャートで、ご確認ください。

減額の内容

平成19年度市県民税を税源移譲前の税率で再計算します。その結果とすでに支払い済みの税額との差額を還付します。

減額申告書の送付

対象となる可能性のある方には、市から6月中に、「19年度分市町村民税・道府県民税減額申告書」を送付します。

申告書を送付できない方

所得状況が把握できないため、次に該当する方には、申告書を送付できません。

▼19年1月1日現在の住所が狭山市以外の方（19年度市県民税の納税地へ申告）

▼20年1月1日現在の住所が狭山市以外の方

▼期限内に19年中の所得の申告がなく、給与などの支払者からの支払報告がない方

※減額申告書は市民税課で用意しています。また、市の公式ホームページからもダウンロードできます

減額には申告が必要

減額を受けるためには、申告が必要です。申告期間内に、19年度分市町村民税・道府県民税減額申告書を、必ず市民税課に提出してください。なお、減額申告書は、住所、名前などを記入するだけの簡単なものです。

申告期間20年7月1日㈫～31日㈭

還付金の支払いの開始

還付金の支払いの開始は、10月を予定しています。

問合せ市民税課へ内線1095

税源移譲に伴う市県民税の減額措置の
対象確認フローチャート

このフローチャートは、減額措置の適用対象であるかを確認するためのものです。設問に「はい」と答えた方のみ次にお進みください。
5つの設問すべてに該当した方は、狭山市に減額の申告をしてください。

Q１. 平成19年度市県民税の所得割額の課税がありましたか

はい

参考1…市県民税には所得割と均等割があります。税額が4,000円の場合は均等割のみの課税者で対象外となります。ただし、老年者特例の経過措置の適用者の均等割は2,600円です

Q２. 課税された所得割は、次の所得に対してのものですか

はい

①営業、②農業、③不動産、④給与、⑤雑所得（年金収入など）、⑥退職所得（分離課税を除く）、⑦山林所得等に対する課税のある方

参考2…申告分離課税分（土地・建物の譲渡や株式譲渡、先物取引）のみの所得の方は、対象外です

Q３. 平成19年度市県民税について次の算式を満たす方

はい

平成19年度（18年分所得）市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）＞
18年分所得税との人的控除額の差の合計額（表1参考）

Q４. 平成20年度市県民税について次の算式を満たす方

はい

平成20年度（19年分所得）市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）≦
19年分所得税との人的控除額の差の合計額（表1参考）

参考3…19年中に死亡した場合、または19年中に海外勤務することになり、20年1月1日現在、国内に住所がない場合は、いずれも対象外です

あなたは減額対象です

Q５. 平成19年1月1日に居住していたのは狭山市ですか

狭山市に平成19年度分市町村民税・道府県民税減額申告書を提出してください

所得税と市県民税の人的控除の差額

表1

所得控除		市県民税	所得税	差 額
配偶者控除	一 般	33万円	38万円	5万円
	老 人	38万円	48万円	10万円
扶養控除	一 般	33万円	38万円	5万円
	特 定	45万円	63万円	18万円
	老 人	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
同居特別障害者加算		23万円	35万円	12万円
障害者控除	普 通	26万円	27万円	1万円
	特 別	30万円	40万円	10万円

所得控除		市県民税	所得税	差 額
寡婦控除	一 般	26万円	27万円	1万円
	特 別	30万円	35万円	5万円
寡夫控除		26万円	27万円	1万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
配偶者特別控除	38万円超 40万円未満	33万円	38万円	5万円
	40万円以上 45万円未満	33万円	36万円	3万円
基礎控除 ※必ず加算		33万円	38万円	5万円